

令和4年3月4日

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 御中

廿日市市長
(建設部都市計画課)

佐伯地域宅地造成工事規制区域の指定に係る周知について（お願い）

時下、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、市行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年12月2日付けで送付しました文書にて、佐伯都市計画区域の全域について、令和3年度中を目途に宅地造成等規制法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域に指定する予定としている旨を通知したところですが、この度、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、指定後の適切かつ円滑な宅造許可制度の運用のため、改めて会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1 指定日

令和4年3月1日（火）

2 指定区域

- (1) 佐伯都市計画区域の全域
- (2) 佐伯都市計画区域外の一部 別紙参照

3 廿日市市都市計画課ホームページ

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/77833.html>

担当	都市計画課開発指導係 永登、清水
TEL	0829-30-9194
FAX	0829-31-0999
メール	toshikeikaku@city.hatsukaichi.lg.jp

宅地造成工事規制区域 位置图

別紙



宅地造成工事規制区域	
地区名	A区域 (佐伯都市計画区域)
面積	約 3.887 ha

宅地造成工事規制区域	
地区名	B区域 (大学キャンパス)
面積	約 8.8 ha

分類		
A区域	A区域	
	B区域	
宅地造成工事規制区域 (現状)	宅地造成工事規制区域 (現状)	
	都市計画区域界	
佐伯	用途地域界	
	都市計画区域界	
広島圏	都市計画区域界	
	市街化区域界	

S=1:30,000

